

菰野町電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、本町が発注する競争入札及び随意契約を電子入札システム（町の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に当たり、法令及び他の要綱、要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札に使用できるICカード)

第2条 電子入札において使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書（以下「電子証明書」という。）を格納したものであることとする。

2 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が電子入札に使用するICカードは、次の各号の要件を満たし、かつ、次条第1項に規定する利用者登録を行ったものでなければならない。

(1) 認定認証事業者が発行するものであること。

(2) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

(3) 菰野町契約規則（平成18年規則第7号。以下「規則」という。）第4条第4項の規定による入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。以下「代表者等」という。）の名義で取得したものであること。

(4) 落札決定日までにおいて有効なICカードであること。

3 入札手続中であっても、名称又はICカード名義人である代表者等に変更が生じたこと等によるICカードの失効した時点以降は、当該ICカードによる入札参加は認めない。ただし、規則第4条の2の規定による競争入札参加資格申請の変更の届出日から2月以内であって、かつ、旧ICカード使用届出書（様式第1号）を町長に提出したときは、この限りでない。

(利用者登録)

第3条 入札参加者は、あらかじめ前条第2項の規定を満たすICカードを使用して、電子入札システムの利用に必要な情報を同システムにより登録しなければならない。

2 前項の規定により利用者情報を登録した者は、利用者登録の内容について変更が生じた場合は、直ちに電子入札システムによる利用者登録の変更をしなければならない。

3 前項の場合において、変更する事項が名称又はICカード名義人である代表者等に該当する場合は、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、第1項に規定する登録を行わなければならない。

(電子入札に参加できる者)

第4条 入札参加者は、入札公告の要件を満たし、かつ、前条に規定する利用者登録を適正に行った者でなければならない。

(発注案件登録)

第5条 町長は、入札公告日前までに、電子入札システムへの発注案件登録を行うものとする。

2 指名競争入札及び随意契約の場合にあつては、前項中「入札公告日前」とあるのは、「指名通知日前」と読み替えるものとする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、町長が指定した日時までの間は、辞退届けを電子入札システムで提出できるものとする。

2 前項の辞退届けは、町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに町に到達したものとみなす。

3 天災等の原因によるシステム障害等のやむを得ない事由によりシステムによる辞退届けの提出ができないときは、書面による辞退届けを提出することにより辞退できるものとする。

4 提出した辞退届けを修正又は撤回することはできない。

(入札書等の提出)

第7条 入札参加者は、電子入札システムにより、町長が指定した日時までに、入札書及び入札公告等で求められた添付資料（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。随意契約に係る見積書についても、同様とする。

2 入札書等は、町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに町に到達したものとみなす。

3 入札書等を提出した後は書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(開札)

第8条 町長は、電子入札システムにより開札を一括して行うものとする。

2 町長は、入札参加者のうち開札に立会いを希望する者がいるときは、立ち合わせるものとする。

3 町長は、前項の規定による立会いのほかに、当該入札事務に関係のない職員を1人以上立ち合わせなければならない。ただし、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(落札決定)

第9条 町長は、落札者を決定したときは、電子入札システム等により、落札者決定通知書を送付するものとする。

(落札決定の保留)

第10条 町長は、落札決定を保留する必要があると認めるときは、電子入札システム等により入札参加者に通知するものとする。

(くじ引による落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、電子入札システムにおいて入札書の提出日時、入札参加者が任意に設定するくじ入力番号及び電子入札システムが自動的に発行する乱数を基に行う抽選方法（以下「電子くじ」という。）によるくじ引を行い、落札者を決定するものとする。

2 電子くじによる手続が困難な場合は、くじを引くべき入札参加者が、当該開札の立会いをしている場合はその者がくじを引き、立会いをしていない場合は当該入札者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の執行回数)

第12条 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を事後公表する場合は、3回まで執行することができる。

2 町長は、前項の場合において、落札者がいないときは入札を打ち切り、入札参加者に対し電子入札システム等により取止め通知書を送付するものとする。

(入札の無効)

第13条 電子入札による場合において、規則第13条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 指名競争入札において入札指名通知を受領しなかった者が行った入札
 - (2) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
 - (3) 入札金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力し、又は入力が不明確な入札
 - (5) あらかじめ指定した日時までに町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされない入札
 - (6) 積算内訳書を求めた場合に積算内訳書が添付されていない入札
 - (7) 電子証明書の不正な使用があった入札
- (入札結果の公表)

第14条 電子入札における入札結果については、入札情報公開システム（町が発注する入札案件情報又は開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）において公表するものとする。
(紙入札との併用)

第15条 町長は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、提出期限までに書面による入札書等を受領することができる。この場合において、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をいう。以下同じ。）による参加を希望する者は、紙入札方式参加承認申請書（様式第2号）により町長の承認を得なければならない。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないため本町の電子入札システムへの利用登録を直ちに行えないとき。
- (2) ICカードが失効又は破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしているとき。
- (3) 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカード再取得の申請をし、準備中のとき。
- (4) 天災等の原因によるシステム障害等により電子入札での参加ができないとき。
- (5) 入札参加者の使用する電気計算機が故障したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると町長が認めたとき。

(紙入札と併用した電子入札の開札)

第16条 町長は、紙入札と併用した電子入札案件を開札する場合は、あらかじめ紙入札として受領した入札書に記載された金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録し、第8条の規定により開札するものとする。

2 紙入札により入札に参加した者であって、くじ入力番号を入札書に記載しなかった者のくじ入力番号は、000（ゼロゼロゼロ）とする。

(システム障害等に対する対応)

第17条 町長は、電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行等の処置をとるものとし、入札参加者に通知するものとする。

2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの必要な対策を講じるものとする。この場合

において、ウイルス対策アプリケーションソフトは常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成又は提出するときは、必ずウイルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された入札書等のファイルがウイルス感染していることが判明した場合、又はファイルの破損等により内容が確認できない場合は、当該入札書等を提出した入札参加者と提出方法を協議することとする。

(電子入札における帳票)

第18条 電子入札による場合は、電子入札システムにより印刷された帳票を、規則及び要綱等に規定する様式とみなす。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年7月1日以降の公告又は指名通知にかかる電子入札から適用する。

(紙入札での参加の特例)

第2条 平成30年12月28日までに執行する電子入札については、第15条に規定する紙入札方式参加承認申請書の提出がない場合でも、紙入札による入札参加ができるものとする。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

旧ICカード使用届出書

菰野町長

住 所

商号又は名称

代表者氏名



菰野町入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴い、電子入札に係るICカードを変更することとなりました。現在、新しいICカードの取得の手続き中ですので、旧カードの使用を届け出ます。

記

旧ICカードの 登録内容	住 所	
	商号又は名称	
	取得者氏名	
変更内容		
変更の届出日		年 月 日

- ※ 「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請の共同受付先である(公財)三重県建設技術センターに届出た日を記入してください。
- ※ 本届出書の提出により、旧ICカードを使用する場合は、入札参加資格審査申請書の変更の届出が済ませてあることが前提条件となります。
- ※ 旧ICカードの使用期限は、入札参加資格申請書の変更日から2ヵ月間とし、期限を超えたときは効力を失うものとします。
- ※ 効力を失ったICカードを使用するなどの不正使用が確認された場合は、指名(入札参加資格)停止等の対象となりますのでご注意ください。

紙入札方式参加承認申請書

菰野町長

住 所
商号又は名称
代表者職指名



下記の電子入札案件について、菰野町電子入札システムによる参加ができないため、紙入札による参加を申請します。

記

1. 対象工事（業務）

公告番号（文書番号）	第 号
工 事 （ 業 務 ） 名	

2. 電子入札システムによる参加ができない理由（該当するものにチェックして下さい）

- 電子入札システムへの利用登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないために電子入札システムへの利用登録がただちに行えないため。
- ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしているため。
- 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をしているため。
- 電子入札システムを利用している電子計算機が故障したため。
- やむを得ない事由があるため。（具体的に内容を記入してください。）

()